

第10回 盛岡都市圏地域公共交通会議

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画について（検討事項）

本日確認いただきたい内容

【検討事項】※本会議では「意見」を求めるものになります。

- ① 利便増進実施計画策定のメリット・留意点について
- ② 利便増進事業の内容について
- ③ 利便増進実施計画の目標について
- ④ 計画構成・計画必須記載事項について

【検討①】利便増進実施計画策定のメリット・留意点について

利便増進実施計画は、地域公共交通計画で示された将来ネットワークを具体化するための「アクションプラン」としての位置付けがあります。具体的な事業内容（ルート・ダイヤ・運行本数等）を定め、事業実施の確実性・円滑化を図ります。利便増進事業の内容は、事業者との個別協議が基本となり、本交通会議では、協議・承認を求めるものではありません。事業・計画の内容に対して、「意見」をお願いします。

利便増進事業とは

地方公共団体が**地域公共交通網の整備を図るために行う事業**であり、
地方公共団体が**公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を
促進するもの**

地域における公共交通ネットワークの再編や運賃・ダイヤ等の見直しを含め、**利用者の利便の増進に資する取り組みを対象**としている事業が対象

計画制度の体系



出典：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編（第4版）」

計画策定のメリット

- ① 手続きのワンストップ化
 - ② サービスの持続的な提供（事業の実施義務）
 - ③ 計画を阻止する行為の防止
（一般乗合旅客自動車運送事業の許認可の制限等）
 - ④ 少量貨物の運送
 - ⑤ 国庫補助事業等への特例の適用
（地域間幹線系統補助※の要件緩和、
地域内フィーダー系統補助の要件緩和・上限額の増加等）
- ➡中核市である盛岡市でも、フィーダー系統補助が適用可

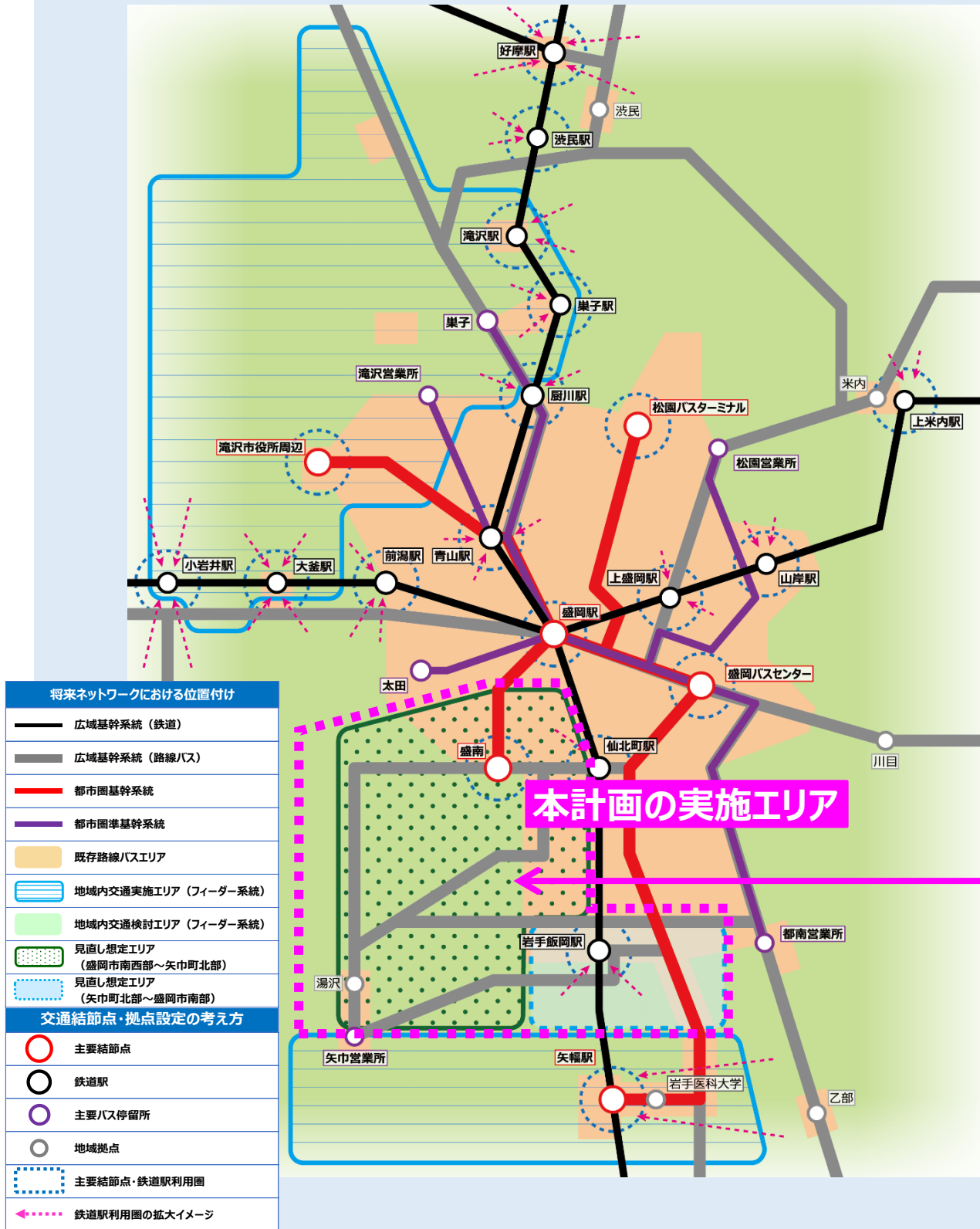
※地域間幹線系統補助・・・地域をまたがって運行している路線バスにおいて、補助要件に合致する地域間幹線系統の運行を支援

計画策定における留意点

- ① **地域公共交通計画への記載との連動**
➡ **利便増進事業の内容が地域公共交通計画に位置付けられていない場合は、計画の見直しが必要**
- ② **独占禁止法への対応**
➡ **事業者とは個別協議が基本、会議では協議・承認を求めない**
- ③ **関係者の同意が必要**
➡ **実施するエリアにおける交通事業者の同意が必要**
- ④ **事業内容の見直しには認定内容を変更**
➡ **利便増進事業の内容を見直す、新たな路線の再編等は、計画の変更・変更の認定が必要な場合あり、事務局へ相談を**

【検討②】利便増進事業の内容について

盛岡都市圏地域公共交通計画における、都市圏施策1-2事業②・③、都市圏施策1-3事業②に位置付けられた事業を利便増進事業の対象とします。実施主体のうち、運行主体は各交通事業者となります。
「都市圏施策3-1 利用しやすい運行ダイヤの設定」については、交通事業者との協議・調整が完了次第、計画変更します。



事業名		実施主体	地域公共交通計画 における 事業の位置付け		
			都市圏施策1―2 事業②	都市圏施策1―2 事業③	都市圏施策1―3 事業②
利便増進事業					
路線バスネットワークの維持・タクシーの効果的な活用によるツトワークの形成					
【事業①】	盛岡市立地適正化計画における 居住誘導区域を経由する 路線バスの新設	盛岡市 岩手県交通（株）	○		
【事業②】	医療施設・商業施設への乗入れ ・地域内交通との接続	盛岡市 岩手県交通（株）	○		
	路線バスの再編に伴う 地域内交通の新設	盛岡市 運行委託： タクシー事業者			○
【事業③】	デマンド交通の運行範囲の拡大	矢巾町 運行委託： （株）矢巾タクシー		○	

【検討②】利便増進事業の内容について

「【事業①】盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域を経由する路線バスの新設」では、岩手県交通都南営業所・矢巾営業所を発着する路線の再編を実施して、**居住誘導区域内への運行ルートを変更**します。また、**朝・夕時間帯と日中時間帯の運行系統を分離**することで、まちづくりの進展に伴う新たな移動需要に対応し、市街地への路線バスネットワークを維持します。

	旧：再編前	新：再編後
運行系統図		
対象路線	路線①：421 都南盛南線（岩手県交通）【統合】 路線②：425 都南イオンモール盛岡南線（岩手県交通）【統合】 路線⑤：510 南インター経由川久保線（岩手県交通）【再編】	路線①：東道明線（仮称）＜朝・夕＞（岩手県交通）【再編】 路線③：東道教線（仮称）＜日中＞（岩手県交通）【新設】 路線④：東道教線（仮称）＜日中＞（岩手県交通）【新設】 路線⑤：北飯岡線（仮称）＜朝・夕＞（岩手県交通）【再編】 路線⑥：北飯岡線（仮称）＜日中＞（岩手県交通）【新設】 路線⑦：北飯岡線（仮称）＜日中＞（岩手県交通）【新設】
事業内容	● これまで路線バスが運行されていなかった盛岡市立地適正化計画の居住誘導区域における利便性を向上 ● 朝・夕時間帯と日中時間帯の運行系統を分離し、移動需要に応じた効率的な運行への見直し、路線バスネットワークの維持	

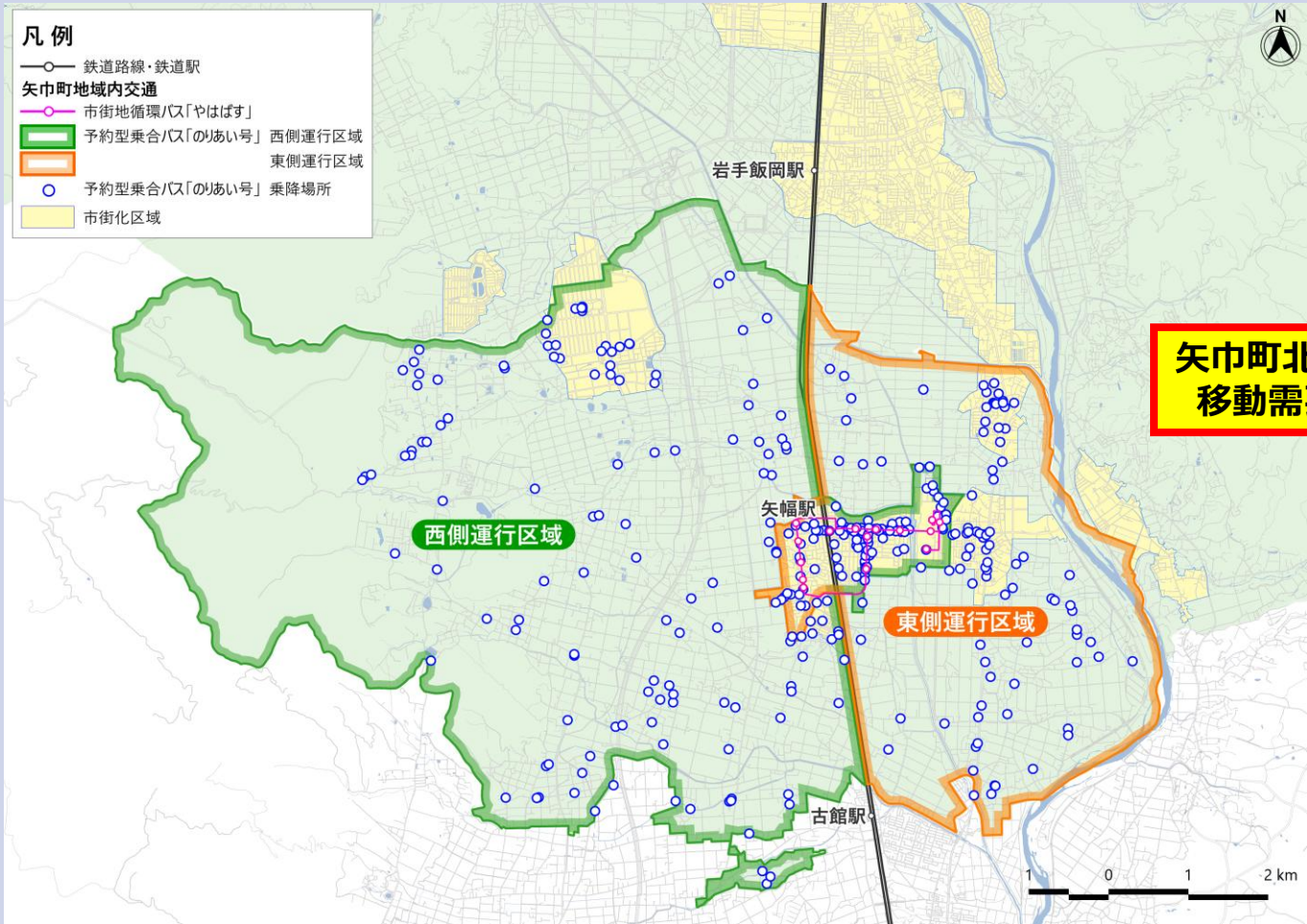
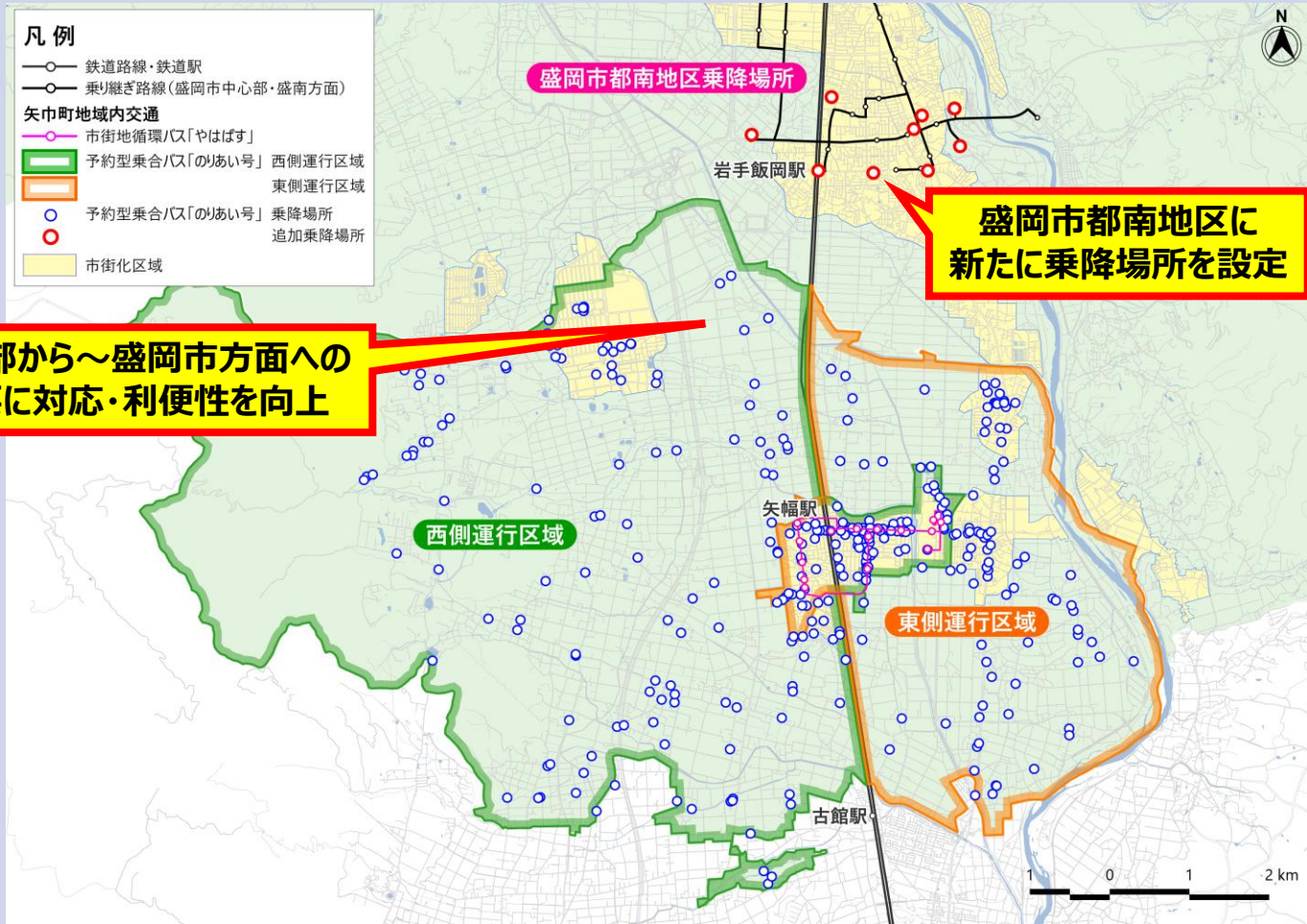
【検討②】利便増進事業の内容について

「【事業②】医療施設・商業施設への乗り入れ・地域内交通との接続/路線バスの再編に伴う地域内交通の新設」では、様々な運行経路がある岩手県交通本宮線系統を統一・路線を再編し、**盛岡市立病院、イオンモール盛岡南を経由**します。再編に伴い廃止となる羽場線沿線では、**新たに地域内交通を運行**することで、移動手段を確保し、利便性を向上します。

	旧：再編前	新：再編後
運行系統図		
対象路線	路線①：501 羽場線（岩手県交通）【廃止】 路線②：502 本宮線（岩手県交通）【廃止】 路線③：503 本宮線（岩手県交通）【廃止】 路線④：504 本宮線（岩手県交通）【再編】 路線⑤：530 本宮線（岩手県交通）【再編】	路線①：504 本宮線（岩手県交通）【再編】 路線⑥：地域内交通 予約型乗合タクシー（盛岡市）【新設】
事業内容	● 複数の経由地・区間を運行する「本宮線」の系統を統一し、分かりやすい案内に改善 ● 盛岡市立病院やイオンモール盛岡南へ乗り入れ、各施設利用者・沿線地域住民の利便性を向上 ● 明治橋経由から盛南大橋経由に経路を変更し、盛岡駅前への迂回感の軽減・所要時間の短縮、鉄道への乗り継ぎの円滑化向上 ● 501 羽場線の廃止に伴う地域内交通の運行により、公共交通ネットワークの維持・運行の効率化、地域住民の利便性向上	

【検討②】利便増進事業の内容について

「【事業③】デマンド交通の運行範囲の拡大」では、これまで矢巾町内のみで運行していた予約型乗合バス「のりあい号」について、**盛岡市都南地区に新たに設定する乗降場所でも乗降可能**とします。矢巾町北部～盛岡市南部の市町境を跨いだ移動需要に対応し、**地域住民の利便性を向上**します。

	旧：再編前	新：再編後
運行系統図		
対象路線	路線①：予約型乗合バス「のりあい号」（矢巾町・矢巾タクシー）	路線①：予約型乗合バス「のりあい号」（矢巾町・矢巾タクシー） 【乗降場所拡大】
運行範囲	東側運行区域 西側運行区域	東側運行区域 西側運行区域 東側運行区域～都南地区運行区域 【乗降場所拡大】 西側運行区域～都南地区運行区域 【乗降場所拡大】
事業内容	● 盛岡市都南地区に新たな乗降場所を拡大し、矢巾町内から盛岡市方面への利便性の向上 ● 盛岡友愛病院や岩手飯岡駅にて路線バスや鉄道に乗り継ぎが可能となり、盛岡市盛南地区や盛岡市中心部への利便性向上	

【検討③】利便増進実施計画の目標について

利便増進事業の実施により次の効果を見込んでおり、地域公共交通計画と連動する評価指標に基づき、事業の実施状況を評価します。
利便増進事業と地域公共交通計画における事業の位置付けは異なりますが、関連する評価指標についても参考とします。

事業実施の効果と評価指標

事業名		定性的な効果	都市圏計画での位置付け	評価指標
利便増進事業 路線バスネットワークの維持・タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成				
【事業①】	居住誘導区域を経由する路線バスの新設	- 収益性が高い地域への路線の新設 - まちづくり計画との整合・連携 公共交通ネットワークの構築 - 地域住民の利便性の向上	目標① 交通モードの役割に 応じた最適なネットワークの形成 目標④ 従来の取組主体の枠組みを超えて 参画・連携できる体制の構築	指標1-1 公共交通利用回数
【事業②】	医療施設・商業施設への乗り入れ・地域内交通との接続	- 移動需要が高い施設へのアクセス性向上 - 交通結節点としての拠点性向上		指標1-2 公共交通利用圏人口割合
	路線バスの再編に伴う地域内交通の新設	- 需要に応じた効率的な運行 - 鉄道・バス不便地域の縮小 - 潜在的な移動需要への対応、新規需要の掘り起こし		指標4-2 路線バスの収支率
【事業③】	デマンド交通の運行範囲の拡大	- 移動ニーズに適した公共交通ネットワークの構築 - 矢巾町の拠点性・集客力の向上		指標4-3 公的資金投入額

参考とする評価指標

都市圏計画での位置付け	評価指標	確認時期	設定理由
目標② 安心・快適に利用できる公共交通サービスの構築	指標2-1 公共交通利用者の満足度	計画更新時	【事業①】～【事業③】の全てに関連し、利便性の改善や利用する交通手段の変化によって評価内容が変動するため 例) 事業実施により満足度が改善 利用率：路線バス 減→地域内交通 増 等
目標③ 地域に合った望ましい交通行動の普及・定着	指標3-1 公共交通利用率	計画更新時	

【検討④】計画構成・計画必須記載事項について

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画では、利便増進実施計画の法定記載事項（法第27条の14第2項）を以下の構成のもと、整理しています。
法定記載事項ではない地域公共交通計画の記載内容（第2章）についても整理し、分かりやすい構成とします。

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画		
第1章 計画の概要		
1. 地域公共交通利便増進実施計画とは		
2. 計画策定の背景と目的		
3. 計画の位置付け		
4. 実施区域 法定		
5. 実施予定期間 法定		
第2章 盛岡都市圏地域公共交通計画の基本理念・施策内容		
1. 地域公共交通計画の基本理念・基本方針・目標		
2. 地域公共交通計画の施策内容		
第3章 利便増進事業の内容・実施主体		
1. 利便増進事業の内容及び実施主体 法定		
【事業①】 / 【事業②】 / 【事業③】		
2. 利便増進事業に関連して実施する事業		
3. 関係施策との連携に関する事項		
4. 利便増進事業等の実施スケジュール		
第4章 事業実施に必要な資金の額 法定		
・調達方法・支援の内容		
第5章 事業実施による効果 法定		

法定記載事項	ページ	記載内容
実施区域	P.3	盛岡都市圏全域
事業の内容・実施主体	P.9 -	【事業①】盛岡市、岩手県交通（株） 【事業②】盛岡市、岩手県交通（株）、タクシー事業者 【事業③】矢巾町、（株）矢巾タクシー
地方公共団体による支援の内容	P.27	ネットワークの形成・運行の維持に向けた円滑な協議の支援、地域住民への説明・調整等
実施予定期間	P.3	令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度） ➡盛岡都市圏地域公共交通計画と連動
事業実施に必要な資金の額	P.27	地域公共交通確保維持事業の活用
事業の効果	P.28	地域公共交通計画の評価指標と連動
利便増進事業に関連して実施される事業に関する事項	P.24 -	「都市圏施策4-2 都市圏公共交通マップの作成」、 「都市圏施策4-3 公共交通利用促進イベントの開催」 を関連事業として位置付け
都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項	P.26	「盛岡市立地適正化計画」を連携する事項に位置付け
その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項	なし	利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項なし

法定：法定記載事項